

## 貸ロッカー使用約款

(貸ロッカー使用上のご注意)

貸ロッカーは携帯品を一時保管するために、お貸しするものです。

ご使用の場合はこの約款によるものといたします。

### 1. 取扱時間

6時30分～21時30分までです。

(航空便運行状況により変更有)

### 2. 収容できないもの

(1) 貴重品 (2) 死体 (3) 揮発性又は爆発物等の危険物 (4) 動物 (5) 銃砲刀剣類及び犯罪の用に供されるおそれのあるもの。

(6) 臭気を発するもの、腐敗、変質しやすいもの、不潔なもの及び貸ロッカーを汚染、き損するおそれのあるもの。

(7) その他保管に適さないと認められるもの (8) 現金

### 3. 使用時の立会い

当社から必要と認めるときは、州用品の出し入れに係員が立ち会うことがあります。

### 4. 使用料金

1日1回につき 小300円 中400円 大500円です。

但し、貸ロッカーの使用が0時を超え翌日以降に延長使用された場合は1日につき上記の割合で追加料金をいただきます。

### 5. 使用期間 (7日以内)

使用開始日を含めて7日以内とします。但し、期間の計算をする場合は24時をもって1日とし、その初日及び終了日は期間の長短にかかわらず1日として計算します。

### 6. 使用期間経過後の処理

使用期間を超え、なお貸ロッカーを返還しないときは、当社において貸ロッカーを開函し、収容品を当社指定の場所に移し、ロッカー使用開始日から数えて15日間保管します。この場合のロッカーの料金はロッカー使用料と同じです。

### 7. 収容できないものを入れた場合の処置

(1) 使用期間中および使用期間経過後の保管期間中において、その収容品が第2条(収容できないもの)に該当する疑いのあるときには当社において開扉のうえその実情に応じ開披、保管、廃棄のほか適当な処置をすることがあります。

(2) ロッカーに爆発物等が収納されている疑いがあるときは当社においてその疑いのあるロッカーを開扉のうえ前号と同様な処置をすることがあります。

## 8. お取引のない場合の処理

使用開始日 15 日を経過してもお取引のない収容品は権利を放棄したものとみなし当社において所定の処分をし、その代金は保管料その他の費用に充当します。

## 9. 賠償責任

貸ロッカーを破損した場合及び他のロッカー内収容品に損害を与えた場合は賠償していただきます。

## 10. 事故による責任

次の名号の場合は貸ロッカー内の収容品に遺失又はき損等の損害を生じても当社はその責任を負わないものします。

- (1) 第 2 条（収容できないもの）に掲げる収容品の滅失またはき損等の損害。
- (2) 鍵の紛失、盗用による場合。
- (3) 天災事変等の不可抗力による場合。
- (4) 使用時のロッカーご使用による場合。
- (5) 司法権等の発動により、関係官公署から収容品を押収又は証拠品として提出を求められた場合。
- (6) その他当社の責めに帰さない場合。

## 11. 鍵を紛失した場合

貸ロッカーの鍵を紛失された場合には直ちに当社係員に届け出、所定の「保管品受領証」を提出して、収容品をお引き取りいただきます。その場合鎖錠装置交換代金として 2,500 円を頂きます。但し、その後 5 日以内に鍵の届け出があった場合は当社が鍵代金領収の際発行した領収書と引き換えに 2,500 円を返還いたします。

## 12. 期間経過収容品のお引渡し場所及びお問合せ場所

広島国際空港株式会社 案内所

TEL : 0848-86-8151